

(次回期日 2月9日)

平成21年(ワ)第745号 地位確認等請求事件

原告 久木野憲司

被告 長崎県公立大学法人

文書提出命令申立書 (補充)

平成23年2月2日

長崎地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 木佐 茂男

同 北爪 宏明

記

平成22年9月15日付文書提出命令申立書につき、次のとおり補充・訂正する。

第1 上記申立書第1、3、5記載の申立てについて

原告は、「正式」な議事録(作成者の署名・押印又は記名・押印のあるもの)の「原本」の提出を求めているのであるが、いまだ被告より提出がない。

したがって、これらについては申立てを維持する。

第2 上記申立書第2記載の申立てについて

撤回する。

第3 上記申立書第3記載の申立てについて

かかる申立てについて、従前の申立てに下記のとおり補充した上、申立てを維持する。

1 提出を求める文書

平成21年9月10日午後の分を含む教育研究評議会の正式な議事録の原本

2 証すべき事実

平成21年9月10日の教育研究評議会における弁明手続が、本件懲戒処分
の基礎となる事実関係の調査及び原告の弁明の機会付与のために行われてい
ないこと等。

特に、同日午後の審議は、弁明手続において、本件懲戒処分を行うか否か行
う場合にはどの程度の処分とするかについての各事情について吟味がなされ
るべき場である。この点、適切に手続を進めたと主張するが、その根拠となる
資料を一切提出していない。同日午後の教育研究評議会の正式な議事録の原本
と後述第4の編集されていない平成21年9月10日の午後の分を含む教育
研究評議会の録音媒体とともに提出されることで、被告提出の被告作成にかか
る文書に証明力がないこと及び手続の重大な瑕疵が明らかになる。

そして、被告は、平成21年9月10日午後の分を含む教育研究評議会の正
式な議事録（作成者の署名・押印又は記名・押印のあるもの）の原本を所持し
ている。

3 文書の表示および趣旨

平成21年9月10日午後の分を含む教育研究評議会の正式な議事録（作成
者の署名・押印又は記名・押印のあるもの）の原本で、同日の教育研究評議会
の弁明手続における原告と被告大学評議会委員とのやりとり及び弁明手続直
後の審議内容が記載されている。

4 文書の所持者

被告

5 文書提出義務の原因

民訴法220条1号、3号、4号

①1号：被告は、答弁書第2-17において、平成21年9月10日の教育研究評議会の弁明手続において、原告から口頭の弁明を受けたと主張している。弁明手続での原告の発言が弁明にあたるのか否かを検証する上で、重要な証拠となる。

被告は、乙8を議事録であるかのように主張しているが、乙8は報告書であって議事録ではない。報告書は、議事録等の作成後に作成されるべきものである。

したがって、被告の引用する議事録はいまだ提出されていない。

また、原告は、弁明手続では、実質的に意味のある弁明は何らできなかったと主張している。

そして、被告は、平成21年9月10日の教育研究評議会の正式な議事録（作成者の署名・押印又は記名・押印のあるもの）の原本を所持している。

②2号：原告は、長崎県民であるところ、**当該文書は情報公開請求の対象となる**のであるから、閲覧請求権がある。

③4号：除外事由のいずれにも該当しない。

第4 上記申立書第4記載の申立てについて

1 **提出を求める文書**

編集されていない平成21年9月10日午後の分を含む教育研究評議会の

録音媒体

2 証すべき事実

前記第3-2と同様である。

また、前記第3の平成21年9月10日午後の分を含む教育研究評議会の正式な議事録とともに当該録音媒体が提出されることで、被告提出の被告作成にかかる文書に証明力がないことが明らかになる。

そして、被告は、平成21年9月10日午後の分を含む教育研究評議会の録音媒体を所持している。

3 文書の表示および趣旨

編集されていない平成21年9月10日午後の分を含む教育研究評議会の録音媒体で、同日の教育研究評議会の弁明手続における原告と被告大学評議会委員とのやりとり及び弁明手続直後の審議内容が電磁的に記録されている。

4 文書の所持者

被告

5 文書提出義務の原因

民訴法231条、220条1号、3号、4号

①1号：被告は、答弁書第2-17において、平成21年9月10日の教育研究評議会の弁明手続において、原告から口頭の弁明を受けたと主張している。弁明手続での原告の発言が弁明にあたるのか否かを検証する上で、重要な証拠となる。

また、原告は、弁明手続では、実質的に意味のある弁明は何らできなかったと主張している。

さらに、弁明手続直後の審議内容を確認することで、弁明手続におけるどのような点が本件懲戒処分を決定するにあたり審議されたのかが明らかになる。

そして、被告は、平成21年9月10日の教育研究評議会の録音媒体を所持している。

- ②2号：原告は、長崎県民であるところ、当該録音媒体は情報公開請求の対象となるのであるから、閲覧請求権がある。
- ③4号：除外事由のいずれにも該当しない。

第5 上記申立書第4記載の申立てについて

被告が、明確に原告以外の他の教員の勤務状況につき一切調査を行っていないことを認めるのであれば、同申立ては撤回するが、認めないのであれば、申立てを維持する。

以上